

==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 平成19年3月に鳥取県税条例が改正され、身体障害者等が運転する自動車及び身体障害者等の生計同一者等が身体障害者等のために運転する自動車に係る自動車税については、平成20年度分から課税免除の対象から除外し、減免の対象とすることとしていた。
- (2) (1)の改正について関係者の周知期間を十分にとる必要があること及び既に自動車税の課税免除を受けている者が買い換え等制度改正に対応するために必要な準備期間を確保する必要があること等にかんがみ、(1)の適用を延期する。

2 条例の概要

- (1) 身体障害者等が運転する自動車及び身体障害者等の生計同一者等が身体障害者等のために運転する自動車に係る自動車税については、平成22年度分まで課税免除の対象とし、平成23年度分からは減免の対象とする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。